○苫前町若年者雇用促進助成金交付要綱

平成27年3月24日

訓令第2号

（趣旨）

第1条　この要綱は、町内における若年者の就業及び定住促進に資するため、町内企業等の採用意欲の高揚を目的として事業主に対し交付する苫前町若年者雇用促進助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　正規雇用　事業主と労働者との間で期間の定めのない労働契約（雇用期間の定めのない雇用であつて、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度（30時間未満の者を除く。）である契約をいう。）を締結し、雇用される場合をいう。

(2)　若年者　雇い入れ時の満年齢が40歳未満の者をいう。

(3)　一般被保険者　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に規定する被保険者のうち、高年齢継続被保険者を除いた者をいう。

(4)　年度　苫前町の会計年度をいう。

（対象事業主）

第3条　助成金の交付対象となる企業等の事業主（以下「対象事業主」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　苫前町内に事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を有すること。

(2)　町税その他町の収入金を滞納（過年度分）していないこと。

(3)　雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業の事業主であつて、次のいずれかに該当すること。

ア　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者

イ　中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者

ウ　特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に定める特定非営利活動法人

エ　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定により認定を受けた農業者

オ　漁業法（昭和24年法律第267号）第2条第2項に規定する漁業者

カ　その他町長が適当と認める団体

(4)　労働基準法（昭和22年法律第49号）、雇用保険法、健康保険法（大正11年法律第

70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)等の労働関係法令を遵守している事業主

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主は、助成金の対象事業主にしないものとする。

(1)　苫前町からの委託料、補助金等によつて運営されている事業主

(2)　国、公共団体又は公共的団体等の事業主

(3)　暴力団又は暴力団員の統制下にある事業所の事業主

(4)　国及び地方公共団体から同一雇用者に対する他の補助金等の交付を受けている事業主

(5)　その他町長が助成金を交付することが適当でないと認めた事業主

(対象若年者)

第4条　助成金の交付対象となる雇用に該当する若年者(以下「対象若年者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)　対象事業主に町内事業所等において正規雇用され、雇用後3箇月を超え、かつ、引き続き1箇年以上雇用される見込みの者

(2)　町内に住所を有し、引き続き町内に住所を有しようとする者

(3)　町税その他町の収入金を滞納(過年度分)していないこと。

(助成金の交付要件)

第5条　助成金の交付を受けることができる対象事業主は、対象若年者を正規雇用した者とする。

(助成金の額等)

第6条　助成金の交付額は、対象若年者1名につき24万円を上限とし、1事業主あたり、毎年度、対象若年者2名までを限度とする。

2　前項に規定する助成金の交付回数は、同一人につき1回限りとする。

3　助成金の交付は、第3条及び第4条の規定に基づく要件に該当していることを確認し交付するものとする。

(助成金の申請)

第7条　助成金の交付を申請しようとする対象事業主(以下「申請者」という。)は、速やかに苫前町若年者雇用促進助成金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

(1)　住民票(戸籍謄本又は法人登記簿謄本)

(2)　町税その他町の収入金を滞納(過年度分)していないことが確認できる資料

(3)　対象若年者の雇用契約書又は雇い入れ通知書等の写し

(4)　対象若年者が町民であることが確認できる書類(別記様式第2号)

(5)　対象若年者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
(6)　対象若年者の町税その他町の収入金を滞納(過年度分)していないことが確認できる書類(別記様式第3号)
(7)　誓約書(別記様式第3号の1)
(8)　対象若年者の賃金台帳の写し(雇用後3箇月分)
(9)　対象若年者の出勤簿等の写し(雇用後3箇月分)
(10) その他町長が必要と認めるもの

(助成金の決定)

第8条　町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、速やかに交付の可否を決定し、苫前町若年者雇用促進助成金(交付・不交付)決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条　町長は前条の規定により交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）に対し速やかに助成金の交付をしなければならない。

(報告及び調査等)

第10条　当該助成金の交付を受けた交付決定者は、対象若年者の雇入れの日から1箇年を経過した日の属する年度に苫前町若年者雇用促進助成金雇用確認報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。
(1)　対象若年者の賃金台帳の写し(雇用後12箇月分)
(2)　対象若年者の出勤簿等の写し(雇用後12箇月分)

2　町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、助成金の交付に関する必要な事項について報告を求め、又は担当職員を事業所等に立ち入らせて帳簿、書籍その他について調査をさせることができる。

(助成金の交付決定の取消)

第11条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは苫前町若年者雇用促進助成金交付決定取消通知書（別記様式第6号)により、当該助成金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。
(1)　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
(2)　この要綱に定める助成金の交付要件を欠くにいたつたとき。

(助成金の返還)

第12条　町長は、前条の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、交付決定者に対し、苫前町若年者雇用促進助成金返還命令書(別記様式第7号)により、期間を定めてその全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、雇用後1箇年を経過しないで、対象若年者が事業所等

を退職したとき及び対象事業主の責により解雇したとき（以下「退職等」という。）は、退職等した日の属する月の前月までを雇用期間とし、別表に定める雇用期間に応じた金額の返還を命じるものとする。

2　町長は、前項の返還命令に係る助成金の交付決定の取り消しが、やむを得ない事情があると認めたときは、返還の期限を延長し、又は返還命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（その他）

第13条　この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附　則（平成28年訓令第8号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附　則（平成29年訓令第7号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附　則（平成30年訓令第1号）

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附　則（令和7年訓令第1号）

1　この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2　この要綱による改正後の苫前町若年者雇用促進助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行日以降の助成金から適用し、同日前に対象となつた助成金については、なお従前の例によることとする。

別表

雇用期間	返還を求める金額
3箇月	18万円
4箇月	16万円
5箇月	14万円
6箇月	12万円
7箇月	10万円
8箇月	8万円
9箇月	6万円
10箇月	4万円
11箇月	2万円

別記様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

苫前町長　　様

申 請 者
住　所
ふりがな
氏　名　　印
（電話　　）

苫前町若年者雇用促進助成金交付申請書兼請求書

苫前町若年者雇用促進助成金交付要綱第７条第１項の規定により助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、町税その他町の収入金の納付状況について、課税台帳等公簿を参照することについて同意します。

１　若年者雇用促進助成金交付申請額　　円

２　対象若年者の人数　　名

住　所	氏　名	生年月日	性別	雇用年月日	正規雇用時年齢

３　振込先

振込先	金融機関名 （　　）（　　支店）			
	預金種目	（普通・当座・その他）	口座番号	
	フリガナ 口座名義人			

添付書類

１　住民票（戸籍謄本又は法人登記簿謄本）
２　町税その他町の収入金を滞納（過年度分）していないことが確認できる資料
３　対象若年者の雇用契約書又は雇い入れ通知書等の写し
４　対象若年者が町民であることが確認できる書類（別記様式第２号）
５　対象若年者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
６　対象若年者の町税その他町の収入金を滞納（過年度分）していないことが確認できる書類（別記様式第３号）
７　誓約書(別記様式第３号の１)
８　対象若年者の賃金台帳の写し(雇用後３箇月分)
９　対象若年者の出勤簿等の写し(雇用後３箇月分)
10　その他町長が必要と認めるもの

別記様式第２号（第７条関係）

同　意　書

苫前町若年者雇用促進助成金を申請するため、私（法人の場合は、法人）の事業所に勤務する下記の者の住所について確認することに同意します。

年　　月　　日

苫前町長　　様

（事業主名等）
住　所
事業所
氏　名　　印

（従業員名等）
住　所
氏　名　　印

別記様式第３号（第７条関係）

同　意　書

苫前町若年者雇用促進助成金を申請するため、私（法人の場合は、法人）の　事業所に勤務する下記の者の町税その他町の収入金を滞納（過年度分）していないことについて確認することに同意します。

年　　月　　日

苫前町長　　様

（事業主名等）
住　所
事業所
氏　名　　印

（従業員名等）
住　所
氏　名　　印

確認結果

上記の者について、町税その他町の収入金の滞納（過年度分）がないことを確認しました。

確認年月日　　年　　月　　日

確認者　所　　属
職・氏名　　印

別記様式第３号の１（第７条関係）

誓約書

苫前町若年者雇用促進助成金の交付申請に当たり、下記のことについて誓約します。
なお、この誓約が虚偽であること又はこの誓約に違反したことにより、当方が不利益を被ることになっても一切異議を申し立てません。

記

１　申請内容は、事実と相違ありません。
２　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合は、助成金の返還に応じます。
３　苫前町から、申請書類の内容及び審査に関する調査、報告、更正等の措置を求められた場合は、これに応じます。
４　対象若年者を雇用の日から１年以上継続して雇用する意思があります。
５　助成金に係る対象若年者は、国、道その他の団体等による雇用に関する補助金、助成金、給付金等の対象者になっていません。
６　助成金の交付後、以下の交付要件に変更が生じたときは直ちに届出し、助成金の全部または一部について返還に応じます。
⑴ 対象若年者が雇用の日から１年以上雇用されなくなつたとき。
⑵ 申請者及び対象若年者が町内に住所を有しなくなつたとき。
⑶ 申請者及び対象若年者が町税その他町の収入金を滞納（過年度分）したとき。
⑷ その他助成金の交付要件を欠くにいたつたとき。

年　　月　　日

苫前町長　様

（事業主名）
住　所
事業所
氏　名　　印

別記様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

様

苫前町長　　印

苫前町若年者雇用促進助成金（交付・不交付）決定通知書

　　年　　月　　日付けで交付申請のありました苫前町若年者雇用促進助成金　については、苫前町若年者雇用促進助成金交付要綱第８条の規定により金　　円を交付（不交付）することに決定しましたので、通知します。

助成金交付予定日　　年　　月　　日

不交付理由

別記様式第５号（第１０条第１項関係）

年　　月　　日

苫前町長　　様

申 請 者
住　所
氏　名　　印
（電話　　）

苫前町若年者雇用促進助成金雇用確認報告書

苫前町若年者雇用促進助成金交付要綱第 10 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

１　対象若年者

住　所	氏　名	生年月日	性別	雇用年月日

２　添付書類
(1)　対象若年者の賃金台帳の写し（雇用後１２箇月分）
(2)　対象若年者の出勤簿等の写し（雇用後１２箇月分）

別記様式第６号（第１１条関係）

年　　月　　日

様

苫前町長　　印

苫前町若年者雇用促進助成金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した苫前町若年者雇用促進助成金については、下記により交付決定の（全部・一部）を取り消しましたので、苫前町若年者雇用促進助成金交付要綱第１１条の規定により通知します。

記

１　取消理由

２　取り消す交付決定の内容

交付決定年月日	年	月	日	第	号
既交付決定金額	金			円	
取り消す交付決定金額	金			円	
取り消し後の交付決定金額	金			円	

別記様式第７号（第１２条第１項関係）

年　　月　　日

様

苫前町長　　印

苫前町若年者雇用促進助成金返還命令書

年　　月　　日に交付した苫前町若年者雇用促進助成金については、苫前町若年者雇用促進助成金交付要綱第１２条第１項の規定により、下記のとおり返還されたく通知します。

記

１　返還金額　　金　　円
２　返還期限　　年　　月　　日
３　返還方法
４　返還事由